

氏 名	チヨウ 張	シン 鑫	リュウ 隆
学位(専攻分野)	博 士 (法 学)		
学 位 記 番 号	法 博 第 49 号		
学位授与の日付	平 成 17 年 3 月 23 日		
学位授与の要件	学 位 規 則 第 4 条 第 1 項 該 当		
研 究 科 ・ 専 攻	法 学 研 究 科 民 刑 事 法 専 攻		
学 位 論 文 題 目	争 議 行 為 概 念 の 再 検 討		

論文調査委員 (主 査)
教 授 村 中 孝 史 教 授 西 村 健 一 郎 教 授 初 宿 正 典

論 文 内 容 の 要 旨

本論文は、ドイツにおける争議行為概念をめぐる学説・判例の状況を歴史的に検討するとともに、戦後日本における争議行為概念若しくは争議権に関する議論の展開を考察することで、争議権論の再構成に向けた糸口を探ろうとするものである。

集団主義的労働法に関する通説的理解によれば、争議行為は、資本主義の成立とともに一般的となった大規模工業で働く労働者が組織する労働組合によって行われるものと想定されてきた。しかし、経済のサービス化や情報社会の進展などを背景に、労働組合という組織が労働者利益を十分に反映できず、また、労働者の生活レベルが向上したことの事情などにより、労働者が労働組合に魅力を感じないといった状況が生じつつある。実際、日本においては未組織労働者が労働者の大半を占めるという状況となりつつある。かかる状況下においては、交渉力の非対等性が顕著な労働関係において、いかにして公正な労働条件を実現するのか、という労働法に課された根本問題が今一度問われることになるが、本論文は、こうした問題に関連して、従前、集団としての行為であると当然視されてきた争議行為について、その概念の成立過程を検討することにより、個々の労働者を権利主体としてとらえる姿勢を徹底し、争議行為を労働組合から解放する方策を検討するものである。

本論文が、比較法研究の対象としてドイツ法を選択するのは、労働組合をめぐる日本の問題状況と類似の状況がドイツにも見られることによる。もちろん、労使関係は多様であり、それを前提とする労働法についても現状を安易に比較することはできないが、労働法の発展過程を見ることにより、現在の法状況がいかなる事実や思想に裏付けられて成立してきたかを検討し、そこから示唆を得ることは可能であり、また、意義深いことと考える。

以上の問題意識に基づき、本論文の第一章においては、ドイツにおける争議行為概念の成立過程と第二次世界大戦までの展開を明らかにする。次いで第二章においては、第二次世界大戦後における争議行為概念をめぐる議論の過程を明らかにする。第三章においては、日本における争議行為概念を検討する。結章においては、前章までの議論を総括するとともに、争議行為概念に関する試論を展開する。具体的には以下のとおりである。

第一章においては、第二次世界大戦までの時期について、先行研究の成果を踏まえながら、ドイツの争議行為概念の成立過程及びその後の展開を明らかにした。

ドイツにおいては、職人達が自らの要求を貫徹するために労働を放棄するという現象がすでにツンフト制度のもとで生じていた。当時、こうした争議行為に対しては、国家によって刑事的な弾圧が加えられたが、やがてツンフト制度が廃止されても、当初その姿勢に変化はなかった。ここにおいては、個々の労働者の労働放棄が違法行為とされ、争議行為の集団性が認知されることはなかった。

その後、ストライキに対する禁止立法は廃止されていくことになるが、その過程において、フランス法の影響を受けたコアリツィオン概念がストライキの主体をめぐる議論において重要な役割を果たすことになる。この概念は、元来、ストライキを行うための一時的結合を意味したが、争議行為の自由を認めた営業法152条によって、ストライキを約定する団体結成を含む概念として再構成されていくことになる。しかしこの場合においても、ストライキの法的な評価においては、労働者

の結合（団体）の行動としてではなく、依然として個々の労働者による労働放棄の集積としてとらえられていたという点で、従前と異なるものではなかった。すなわち、労働組合のような組織的団体による争議行為が一定範囲で法認されたといっても、それは、そうした団体自体に特別な法的地位を認めるものではなく、個々の労働者に認められた権利行使の集積であったと言える。

第二章においては、第二次世界大戦後、ストライキが個々人の自由行為として保障されたのではなく、秩序形成を重視する政策意図の下で、労働組合がストライキ秩序形成の担い手とされ、次第に、「団体結成」という概念が協約締結を行う持続的組織としての労働組合と結びつけて理解されるようになったことを明らかにした。労働組合によるストライキを優遇しようとする団体優位説および BAG 判決の展開は、社会的相当性理論に基づき、国民経済秩序の維持、持続的な組織と協約能力をストライキ秩序の形成要素としたため、これに適合しない非組合によるストライキは排除されることになった。

こうした法的状況は、個人主義的風潮が強まり、また、組合組織率が急低下するという事態を受けて、現在、批判を受けているに至っている。ドイツにおいては協約規制の及ばない労働条件が従来から存在していたが、今日的な状況の下で、協約締結によらない労働条件決定の公正さの担保という問題が重要な課題として提起されている。そこでは、労働組合ではない労働者集団が集団的変更解約告知等により労働条件変更を求めることの可否をめぐる問題が議論されているが、一部の学説や裁判例は、争議権の主体を労働組合に限定する従来の考え方を放棄することで、こうした変更手段の可能性を開こうとしている。

第三章においては、日本における争議権論の形成過程及びその展開を検討し、争議行為に対する刑事・民事の責任が、いかなる主体について、どの範囲で免責されるのかという問題を解明した。

日本では、憲法が争議権（その他の団体行動権）を明文で保障しているため、ドイツのような複雑な理論展開をみることはなく、比較的スムーズに争議行為の刑事・民事免責の問題を克服することができた。他方、憲法28条は憲法25条の生存権と結びつけられて理解されたため、その手段的性格が強調される一方、生存権実現の主体としては労働組合のみがその機能を果たしようとの団体優位の理論が幅広く展開されることになる。

しかし、こうした団体優位の理論は、個々の労働者の自由を軽視するものとの批判を受けることになる。そのような批判的見解の一つは、争議権に関しても、それを自己決定理念に結びつけて理解し、労働組合も争議権の主体たりうることは認めるものの、むしろ個々の労働者の主体性をより積極的に評価しようとする。また、争議権を徹底して自由権として把握し、労働者を争議権の唯一の主体としてとらえる見解も現れるに至っている。

結章においては、前章までで検討した、ドイツ及び日本における争議行為概念の展開をめぐる議論を総括するとともに、争議行為概念、あるいは争議権に関する私見を試論という形で提示した。その概要は、以下のとおりである。

ドイツや日本で見られる近時の議論動向は、労使関係をめぐる環境変化や労働者の意識変化を考えたとき、強い説得力をもっていると言えるが、争議行為概念の歴史的な展開過程を考察すると、従来の議論もまた、その時々々の社会情勢に裏付けられていたことがわかる。すなわち、争議権論を理解するにはその歴史的な性格を無視できないと考えられるため、現在生じつつある変化が、争議権論のいわば土台である労使関係に重大な変化をもたらすものであるならば、争議権論もまた大きなパラダイム転換を迫られていると言える。

本論文は、争議権論を、上記のような現代的状況に適合させるには、争議行為を徹底して個々の労働者の主体的行動としてとらえることが必要であると考え。それを法的に表現するならば、争議行為は、複数の労働者が労働関係における労務給付の義務を停止する共同行為であると定義されるべきである。したがって、争議行為は、組織性や、あるいは労働組合といった団体の存在を前提とする必要はない。

このような理解に立った場合、争議行為を労働組合などの労働者集団とどのように関係付けるかという問題を生じよう。この点に関して言えば、争議行為における労働組合の呼びかけ、計画、指揮等は、労働組合が争議行為に関与する組合活動と解するのが妥当である。この場合、争議行為と労働組合の関係は集団的自治を形成するための協働関係とみるべきである。こうした協働関係のもとで、労働組合は、複数の労働者から争議開始と終結の決定を代理するための授權を受けるとともに、組合員たる労働者の決議に基づき争議行為の計画・指導などでの関与を行うことになる。労働組合の代理によってなされた争議開始と終結の効果のすべてが、争議権の主体たる労働者に帰属するので、授權された労働組合は、代理権の越権あるい

は濫用の場合を除いて争議権の行使に責任を負うことはない。労働組合は、単に組合の活動として争議行為に関与する役割を果たすに過ぎず、当然、その限りで責任を負うにすぎないこととなる。したがって、労組法8条は、従来の通説とは異なり、争議権にもとづいて争議行為の民事免責を確認するものと解するより、むしろ団結権にもとづいて労働組合およびその他の争議団が争議行為に関与する団体活動の免責を確認するものと解すべきである。

論文審査の結果の要旨

近時、労働組合組織率が低下するという事態は各国に広く見られるところであるが、本論文は、こうした事態が進行すると、集团的労使関係において公正な労働条件を実現するという、いわゆる集団主義的労働法の基本的スキームが妥当しなくなるのではないか、という問題意識をもって、組合員個々人を争議権の主体として理解することを徹底し、組合によらない争議行為の可能性を開く争議権理論を再構成することにより集団主義的労働法のパラダイム転換を図るとともに、新たな交渉スキームの構築を模索しようとするものである。

本論文はこの目的のために、争議権をめぐる膨大な議論を蓄積してきたドイツ労働法を比較検討の対象として選び、そこにおける立法・学説・判例の歴史的展開過程を解明しようとする。ドイツ労働法理論がわが国の労働法理論に多大の影響を与えてきたことは周知の事実であり、これに関しては戦前からわが国においても研究が進められ、戦後においては相当な蓄積を見てきたところである。本論文は、そうした先行研究を踏まえたものであり、引用文献などの点では新味があるものとは言えないが、従来の議論がもっぱら権利論をめぐるものであったのに対し、本論文は、「争議行為」の概念に焦点を当てている点で、新たな視点を提供するものである。すなわち、「争議行為」の概念に焦点を当てることにより、本論文は、「争議行為」が違法な存在から合法な存在へと変化する過程を連続的にとらえ、そもそも法が争議行為をどのような存在として観念していたのかを明らかにしようとしている。この点に関する本論文の結論は、第二次世界大戦前においては、争議行為が違法な存在から合法な存在へと変化しても、あくまでも個人の行為の集積として理解されていた、というものである。

本論文によれば、こうした理解が変化するのには戦後のことであるが、その背景には、労働組合を通じた社会・経済秩序の安定という政策目的があったとされる。すなわち、争議行為を労働組合にのみ認めることで無秩序な争議行為を排除し、スムーズな経済発展を図ろうとしたものとされる。この評価自体もとくに目新しいものとは言えないが、本論文は、さらに、こうした通説的見解に対して近時厳しい批判が加えられていることを指摘し、こうした批判的見解が労働組合の統制によらない争議行為の可能性を開こうとして行った試みに着目し、その議論を詳細に検討している。たしかに、そこでの議論は、組合によらない争議行為を大幅に容認するというものではないが、かかる議論は従来わが国においては十分に検討されてこなかったものであるし、また、内容的に見ても争議行為の法的性質の解明に寄与するものと言え、この検討は学界に対して大きな貢献をするものと評価できる。

さらに、本論文は、わが国における争議権理論についても検討を加え、いわゆる団結優位論への批判、生存権理論に立脚する争議権理論に対する批判、人間の尊厳や自己決定の理念による労働法体系の再構成といった、わが国の労働法学界における議論の流れを的確に整理した上で、自説を試論として展開している。本論文の主張は、争議権の主体とはあくまで個々の労働者であり、このことが徹底されるならば、争議権の行使は労働組合のような組織を前提にする必要はなくなる、というものである。本論文は、争議行為概念をめぐる議論の歴史的な展開過程の検討から、現在の通説の歴史的性格を明らかにし、法が前提とする事実に変化が生じつつある中では、こうした「解釈」の転換も必要であると主張するものである。

このような「解釈」の当否に関しては、議論が分かれるところであるし、論証が十分であるとは言い難い面もある。また、個々の労働者の争議行為が、そもそも対等な交渉をもたらしうるのか、そのための条件とは何か、といった実質的な議論についても、十分な検討がなされているとは言い難く、不満が残るところである。さらに、歴史分析の手法に関しても、先行研究に依拠する部分が多いし、いわゆるナチス期の状況に関してはまったく考慮の外におかれている点も問題である。しかしながら、本論文が、従来にはなかった視点から、歴史的に争議権理論をとらえ直すとともに、現在のいわば閉塞状況に対する具体的な提案を、集団主義的労働法理論の歴史的な性格を明らかにすることから導き出した点は高く評価すべきである。

以上のことから、本論文は、学術的な意義がきわめて高い研究であり、博士（法学）の学位を授与するに相応しいものと認められる。なお、平成16年12月10日に、論文審査委員3名が論文内容とそれに関連した試問を行った結果、合格と認めた。